

Ⅱ 人権啓発推進員の役割と活動内容

ー加古川市人権啓発推進員(略称、市推)の活動は、お互いの人権を守り、
差別のない明るいまちづくりをすすめる大切な仕事ですー

1 役割……市の条例(「加古川市人権啓発推進員設置に関する条例」)にもとづき市民
に対する人権啓発の推進を図ることで。

人権啓発の推進を図るためには

(1) 自己研修を重ね、人権啓発の目的を正しくつかむことです。

人権啓発の目的は「人を大切にする」ということを学ぶことです。そして、一人一人を「かけがえのない存在」として感じ、人に対する「温かい心」を育みます。

また、「くやしい」思いを誰にもさせない社会づくり、あらゆる差別のない社会をつくることも大きな目的です。

(2) 日常生活のなかで、身近なことから実行することです。

○家庭で……親として、子どもを優しく、厳しく、正しく育てているか

家族が、お互いを認め合う言葉がけや行動をしているか

○地域や職場、サークルで……一人一人の長所を認めあい、支えあっているか等に

ついて自分を見つめ、気づいたことから実践することです。

(3) 人権尊重の大切さ、すばらしさを家庭や地域に広めることです。

2 活動内容……一言でいえば、自己研修・身近な実践・研修会の実施の3つです。

(1) 自己研修……研修の場はどこにでもあります。

- ・研修会への参加
- ・本・新聞記事・啓発冊子・映画・テレビの啓発番組の視聴
- ・以上をもとにした話し合い ・他

(2) 身近な実践……できることから

- ・まず自分自身が、家庭で、地域で、職場で、「人を大切にする」ことを実践しましょう。そのことが、自分の生き方を高め、人権啓発推進の原動力ともなります。
- ・研修会で学んだことは、より多くの人に、正しく伝えましょう。

(3) 研修会の実施

- ・校区同協活動推進の中心となり、研修会の企画運営にあたる。
- ・町内会の人権学習のリーダーとして、懇談会の推進計画をたて、事前研修をすすめる。